

## 風しんの予防接種費用を助成します

妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、目、耳、心臓などに病気を持つ「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。風しんの予防には、ワクチン接種が有効です。川崎町では、妊婦の風しん感染、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しん予防接種の助成を行っています。

- 【対象者】 町に住民票がある方で、風しん抗体検査(県が実施している無料の検査)を受け、抗体価が低いことが判明した方
- (1) 妊娠希望者(妊婦は除く)
  - (2) 妊娠希望者および妊婦の
    - ア、配偶者(パートナーを含む)
    - イ、同居者(生活空間を同一にする頻度が高い家族など)

※なお、(2)については、妊娠希望者および妊婦が、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体があることが判明している場合は対象となりません。

【助成額】 全額(無料で接種することができます。)

【助成回数】 1回

【助成期間】 2019年4月1日から2020年3月31日まで

【検査の流れ】 ①県が実施している風しん抗体検査を受ける。

実施医療機関については次のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fushinkoutai-2019.html>

②風しん抗体検査の結果書を受け取る。

③定める抗体価より低い。

④保健センターに行き手続きをする。  
(持参品)  
・風しん抗体検査の結果書 ・印鑑  
・住所氏名が確認できる公的機関の証明書(運転免許証、健康保険証など)

⑤医療機関にて予防接種を受ける。

(持参品)  
・確認証, 予診票, 住所氏名が確認できる公的機関の証明書(運転免許証、健康保険証など)

③定める抗体価以上である。

④風しんの予防接種対象とならない。

《問い合わせ先・手続き先》

川崎町健康づくり課(川崎町保健センター)

電話 (直通) 72-7083・(役場) 72-3000(内線478.479)